

## 公立学校共済組合奈良宿泊所 宴会・催事規約

当施設では、宴会又は催し物（以下「宴会等」という。）に関するご契約並びに宴会場及び会議室（以下「宴会場等」という。）の利用については、以下のとおりに定めておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

### 1 お取り決めの範囲について

当施設がお客様との間で締結する宴会等に関する契約および宴会場等の利用については、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

### 2 契約の申込について

当施設に宴会等の契約の申込をしようとする方は、次に掲げる事項を当施設に申し出ていただきます

- (1) 宴会等の主催者名
- (2) 宴会等の主催者名
- (3) 宴会等の開催日、開催時間及び出席予定者数
- (4) 宴会等の内容
- (5) その他当該施設が必要と認める事項

### 3 ご契約の成立について

宴会等の契約は、当施設が契約の申込を承諾したときに成立するものとさせていただきます。宴会等の契約が成立したときは、原則として別に定める申込金を当該施設が指定する日までに前払いによりお支払いただきます。

### 4 ご契約の締結拒否について

当施設は、次に掲げる場合において、宴会等の契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結する方又は宴会等に出席する利用客に次に該当するものがあるとき。
  - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
  - ② 暴力団などが事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
  - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
- (2) 当施設の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当施設若しくは当施設の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為をしたと認められるとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反されたとき。

### 5 お客様からのご契約の取り消しについて

宴会等のご契約については、お客様から当施設に通知していただくことによりお取り消しをすることができます。この場合には、原則として次に掲げる額の範囲内で、取消料を申し受けます。また、当施設が手配済みのものについては、実費を申し受けます。

#### 宴会のお取消料

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ・宴会等ご利用日の当日    | 料理代金総額の100% |
| ・宴会等ご利用日の前日    | 料理代金総額の50%  |
| ・宴会等ご利用日の3日前より | 料理代金総額の30%  |

6 当施設からのご契約の取り消しについて

当施設は次に掲げる場合において、宴会等のご契約を解除させていただく場合があります。

- (1) 宴会等の契約を締結した方又は宴会等に出席する利用客に次に該当するものがあるとき。
  - ① 暴力団等
  - ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
  - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
- (2) 当施設の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当施設若しくは当施設の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為をしたと認められるとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反されたとき。

7 宴会時間と料金について

宴会場等の使用開始から終了までのご契約時間（以下「利用時間」という。）は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この利用時間を超過した場合は、別に定める追加料金を申し受けます。ただし、次の宴会場等の使用開始時刻との関連で利用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

8 有料人数等の確認について

料理等を用意する人数（以下「有料人数」という。）を、宴会等の開催日前日（有料人数が10人以上の場合は7日前とする）の18時までに当施設の担当職員にご通知ください。なお、宴会等の開催日にご出席された人数が有料人数を下回った場合における利用料金は、原則として、有料人数に係る総額を申し受けます。

9 直接ご依頼の業者に対する説明について

当施設の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う諸事項（宴会等に関する装飾、余興等に使用する機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取り付け方法の決定等）につきましては、当施設の美観、動線等を考慮し、一定のルールのもとに実施していただくよう、当施設より当該業者の方々にご指示を申し上げますので、これに従っていただくようにして下さい。

10 損害賠償について

お客様（お客様の側のすべての関係者を含む。）及びお客様がご依頼された業者の方々は、当施設の設備、什器備品等を破損したり、損傷することのないよう十分にご注意ください。

もし、当施設の設備、什器備品を破損又は損傷してしまった場合は、速やかに当施設に申し出ていただくとともに、その修復に関して当施設よりご指示を申し上げますので、その指示に沿って速やかに修理を行うか、又は損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

11 禁止事項について

次に掲げる事項は当施設において禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 補助犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜の持ち込み
- (2) 発火又は引火性の物品の持込み
- (3) 悪臭を発生するものの持込み
- (4) 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動
- (5) 備付品の移動
- (6) ご予約時の使用目的以外の使用

(7) その他法令で禁じられている行為

(附則)

この規約は、平成27年10月25日から施行します。

この規約は、令和4年9月1日から施行します。

この規約は、令和5年12月23日から施行します。